

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 船橋市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号 ※市町村ごとに異なります	5										新規									
		フリガナ											新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)																				
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係																			
		代表者の 職氏名												氏名																			
		法人番号																								電話							
給与 所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。納期限の1週間前(必着)までに御提出ください。																				
	氏名												特別徴収 開始予定月	<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納期限)から 特別徴収を開始します。 ※特別徴収開始予定月は貴事業所の給与計算締切日等を考慮して お決めください。 ※未記入の場合、市役所に到着したのが月初～10日のときはその月、 11日～月末までは翌月開始として処理いたします。																			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	旧姓																											
	1月1日現在の住所	〒																															
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																															
届出理由												1. 入社 2. その他 ()																					

新規の場合は○をつけてください。

【添付書類】 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
 ※1 すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。
 ※2 特別徴収切替届出(依頼)書の提出後に、本人の手元に普通徴収の納付書が届く場合があります。

【注意事項】

1. 新年度分は4月15日(必着)までに御提出ください。
2. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が届いていない場合、貴事業所での特別徴収ができないことがありますので御了承ください。
3. 船橋市では、この届出書の処理を行った月の翌月10日付けで、正式な税額変更通知書を送付いたします。ただし、正式な通知書の発送前(端末処理3～4日後)に、月割額をお知らせする簡易な通知書を送付いたします。
4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

※市使用欄											
現年											□台なし
新年資料											□台なし
	□特あり	□資なし	□他で特	□年金のみ							
添付書類	□新年処理待ち		□両年度処理		仮	納	し	て			
	納通	変通	全期	無	口座(有・無)						
冊号	1期・2期・3期・4期・随1・随2					徴希(有・無)					
冊号	—										

特別徴収切替届出(依頼)書 記入例

普通徴収から特別徴収へ切替(従業員が入社し、1期分の納期限が経過しているため、2期分以降を8月分から切替える場合)

特別徴収切替届出(依頼)書										市町村使用欄	
××年 △△月 ○○日 提出		(特別徴収) 給与支		所在地(住所) 〒123-4567 〇〇県××市△△1-2-3		フリガナ マルバツショウジ		名称(氏名) 株式会社 ○×商事		特別徴収義務者 指定番号 ※市町村ごとに異なります	
								5 0 0 1 2 3 4 5 6 7 新規		← 新規の場合、納入書(要・不要) ←	
				代表取締役 特徴 太郎				特徴 花子			
				1 1 1 1 1 1 1 1				111-111-1111			
給与所得者	フリガナ フナバシ イチロウ		旧姓		普通徴収切替期別		期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	氏名 船橋 一郎		生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日		特別徴収開始予定月		8 月分(翌月10日納期) ※ 特別徴収開始予定月は貴社の給与計算締切日等を考慮してお決めください。 ※ 未記入の場合、市役所に到着したのが月初～10日のときはその月、11日～月末までは翌月開始として処理いたします。				
	1月1日現在の住所 〒234-5678 千葉県船橋市△△3-2-1		現在の住所 〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		届出理由		1. 入社 2. その他 ()				

新規に特別徴収義務者になる場合は、必ずフリガナを記入してください。

現在当市の指定番号がある場合にはその番号を記入し、なければ新規を○で囲んでください。

該当するところを○で囲んでください。

課税年度の1月1日にお住まいの住所を記入してください。

新規の場合は○をつけてください。

- 【添付書類】 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
- ※1 すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。
 - ※2 特別徴収切替届出(依頼)書の提出後に、本人の手に普通徴収の納付書が届く場合があります。

- 【注意事項】
1. 新年度分は4月15日(必着)までに御提出ください。
 2. 他の事業所で特別徴収している場合や、課税資料が届いていない場合、貴事業所での特別徴収ができないことがありますので御了承ください。
 3. 船橋市では、この届出書の処理を行った月の翌月10日付けで、正式な税額変更通知書を送付いたします。ただし、正式な通知書の発送前(端末処理3～4日後)に、月割額をお知らせする簡易な通知書を送付いたします。
 4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 税務部市民税課 個人市民税第二係

※市使用欄					
現年					□台なし
新年資料					□台なし
	□特あり	□資なし	□他で特	□年金のみ	
□新年処理待ち			仮	納	し
添付書類	納通	変通	全期	無	口座(有・無)
	1期・2期・3期・4期・随1・随2				徴希(有・無)
冊号	—				